

日本企業部門ニュースレター

本ニュース掲載情報は一般参考情報であり、各情報につき総合的な分析はされておりません。個別事情につき何らかの判断をする場合は、専門家にご相談ください。本ニュース掲載情報に基づいた行為(不作為)につき、PwCは何ら責任を負いません。

ポーランド

2017年12月

連絡先:

有田 幸弘
シニアマネージャー
Tel: (+48) 519 506 156
yukihiro.arita@pwc.com

発行人:

森山 進
地域統括パートナー
steve.moriyama@pwc.com

PwC オフィス

PwC ポーランド
<https://www.pwc.pl/en/>

PwC ベルギー・中東欧
www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium

社会保険制度の変更 (2019年1月以降)

ポーランドにおける社会保険制度変更の影響

2017年12月6日、社会保険制度に関する法律の改訂案が上院本会議で可決されました。本改訂案によれば、年金保険および障害保険については、これまで一定程度額までのグロス給与にかかっていたが、将来の給付原資充実の観点から、今後この限度額が撤廃されることになり、労務コスト増加要因となります。この限度額は、予想国民平均給与の30倍として毎年設定され、2017年度は127,890ポーランドズロチ(賞与がない月給ベースで10,657ポーランドズロチ)となっておりますが、改訂案が施行されると、2019年1月1日からこの限度額が撤廃される予定です。なお、当初原案では2018年1月1日からの変更を想定しておりましたが、関係機関からの請願により、導入が1年延長されました。

当変更に伴う影響は全ての被用者に及ぶものではありませんが、変更に伴う影響を事前分析することをお勧めします。

【ご参考】日本人駐在員のポーランド社会保険加入

いわゆる日本人駐在員につきましては、さまざまな派遣形態が考えられますが、ポーランド駐在員について、日本本社との雇用契約を継続しつつ、出向契約に基づき出向している場合には、ポーランド社会保険への加入義務がないものとみなして、社会保険に加入していない事例が多いようです。

他方、ポーランド法人と直接雇用契約を締結している場合には、ポーランド人従業員と同様にポーランド社会保険に加入されていると思われます。

なお、現在日本とポーランドとの間では、社会保障協定は締結されておらず、政府間交渉中あるいは予備協議中のステイタスにもありません。従っていわゆる二重加入の問題(自国の公的年金制度とポーランドの公的年金制度に対して二重に保険料を支払う)は解消されておりません。



日本企業部門ニュースレター

2017年12月

社会保険制度の変更 (2019年1月以降)

現行の社会保険料率等

現行の社会保険料率等は、右の図に示したとおりです。事業内容により労災保険料率は異なるものの、雇用者側でおおむね20%の負担となっております。

ただし、2017年度においては、127,890ポランドズロチを超えるグロス給与に対しては年金保険および障害保険がかかりません。

なお、被用者については、別途健康保険が9%かかりますが、このうち7.75%相当分については、個人所得税額より控除されることとなります(次ページ参照)。

変更に伴う雇用者負担影響

例えば、2017年度のグロス月給が15,000ポランドズロチである被用者Aの場合、グロス年間給与180,000ポランドズロチのうち、127,890ポランドズロチを超える52,110ポランドズロチについては、年金保険および障害保険がかかりません。同様にグロス月給が25,000ポランドズロチである被用者Bの場合、グロス年間給与300,000ポランドズロチのうち、同限度額を超える172,110ポランドズロチについても同様となります。

今後2019年度においては、限度額が撤廃される予定のため、雇用者負担の観点からは、被用者Aについては、8,473ポランドズロチ(52,110ポランドズロチ* 16.26%)、被用者Bについては、27,985ポランドズロチ(172,110ポランドズロチ* 16.26%)、それぞれ年間雇用者負担額が増加することになります。

	雇用者	被用者	合計
年金保険	9.76%	9.76%	19.52%
障害保険	6.50%	1.50%	8.00%
小計	16.26%	11.26%	27.52%
疾病保険	なし	2.45%	2.45%
労災保険	0.40 - 3.60%	なし	0.40 - 3.60%
雇用保険	2.45%	なし	2.45%
被用者保証 給付基金	0.10%	なし	0.10%
中計	19.21 - 22.41%	13.71%	32.92 - 36.12%
健康保険	なし	9.00%	9.00%
合計	19.21 - 22.41%	22.71%	41.92 - 45.12%

日本企業部門ニュースレター

2017年12月

社会保険制度の変更 (2019年1月以降)

変更に伴う被用者負担影響

今回の変更は、被用者にとっては、手取額の減少という形で影響が想定されます。以下、グロス給与が300,000ポーランドズロチである被用者Bについて、配偶者がいない最も単純化したケースにて、給与手取額計算に与える影響を試算しました(単位:ポーランドズロチ)。

項目	上限あり	上限撤廃	差額	補足説明
グロス給与	300,000	300,000	-	
社会保険料	▲ 21,750	▲ 41,130	▲ 19,380	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年金および障害保険:14,400ポーランドズロチ(上限 127,890ポーランドズロチ* 11.26%)、あるいは、33,780ポーランドズロチ(グロス給与の11.26%) ✓ 疾病保険:いずれも7,350ポーランドズロチ(グロス給与の2.45%)
健康保険料	▲ 25,043	▲ 23,298	1,745	✓ (グロス給与 - 社会保険料)* 9%
所得税	▲ 54,518	▲ 49,819	4,699	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 14,839.02ポーランドズロチ+ (A - 85,528ポーランドズロチ)* 32% - 健康保険料 * 7.75/9.00 ✓ A = グロス給与 - 社会保険料 - 定額所得控除: 1,335ポーランドズロチ
ネット給与	198,689	185,753	▲ 12,936	

適用開始時期が1年延期されることに伴い、中期社内予算を見直したり、当該変更に伴う影響額を事前分析すること、日本人駐在員の現状の派遣スキームを再確認するよい機会であると考えます。

本件および個人所得税申告に関してご懸念の事項がございましたら、お気軽に有田までご連絡ください。



有田 幸弘
Senior Manager
Japanese Business Practice
+48 519 506 156
yukihiro.arita@pwc.com



pwc